

等取替茶類糖不食のりとして糖類を申請したるが認め

一、糖類申請 四十正分（内支一分）

一、糖類申請書 一分

一、糖類申請 昭和十二年八月十三日（二日間）
自昭和十二年八月十二日

一、糖類の申請 海軍省

一、糖類の申請 陸軍省 中野重四郎 正一氏

一、糖類の申請 合資會社 土田建設工業株式

土田建設工業株式會社 申請の件

部として報告す。

年當り支給せよと要求して増給と云ふの義に金一陸を支
の働にかゝるの回答を採たのり、遂に以三半間の懸念

法人 協調會 名古屋出張所

法人 協調會 名古屋出張所

國潮社總合労働組合に復職要求交渉を依頼し工業主は
組合を認めず争議化せんとしたるも所轄署の斡旋にて
解雇手當四拾圓を支給して解決。

庄内川レーヨン株式会社争議の件

一、事業場名 庄内川レーヨン株式会社

一、所在地 名古屋市西區堀越町二三八

一、争議期間 自昭和十二年八月三十日（二日間）
至昭和十二年八月廿一日

一、参加人員 男四十一名

一、従業員數 男一〇九一名 女七五七名

一、争議概況

紡糸部職工約四十一名物價騰貴を理由に待遇改善要求